

古平町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 古平町

事 業 名 : 古平町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 39 年 12 月 1 日	計画給水人口	4,060 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(財務)	現在給水人口	2,509 人
		有収水量密度	0.30 千 m^3 /ha

② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	2	管路延長	50.17
	配水池設置数	6		千 m
施設能力	2,030	m^3 /日	施設利用率	40.8 %

③ 料金

料金体系の概要・考え方	本町の料金体系は、用途別に区分し、それぞれ基本料金と基本水量を超えた水量に対し超過料金を設定しています。																																																									
	<table border="1"> <caption>水道料金表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途区分</th> <th rowspan="2">用途別</th> <th colspan="2">基 本</th> <th colspan="2">従 量</th> </tr> <tr> <th>水量(m^3)</th> <th>料金(円)</th> <th>水量</th> <th>料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般用</td> <td>8</td> <td>2,300</td> <td>m^3当り 1</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>団体用</td> <td>20</td> <td>6,440</td> <td>m^3当り 1</td> <td>335</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">営業用</td> <td rowspan="2">25</td> <td rowspan="2">7,800</td> <td>(1,000) m^3</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>まで m^3 (1,001) 以上</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>浴場用</td> <td>150</td> <td>16,605</td> <td>m^3当り 1</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>工業用</td> <td>50</td> <td>17,160</td> <td>m^3当り 1</td> <td>335</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>船舶用</td> <td>1</td> <td>350</td> <td>m^3当り 1</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>臨時用</td> <td>1</td> <td>690</td> <td>m^3当り 1</td> <td>690</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(消費税等を含む)</p>					用途区分	用途別	基 本		従 量		水量(m^3)	料金(円)	水量	料金(円)	1	一般用	8	2,300	m^3 当り 1	280	2	団体用	20	6,440	m^3 当り 1	335	3	営業用	25	7,800	(1,000) m^3	310	まで m^3 (1,001) 以上	190	4	浴場用	150	16,605	m^3 当り 1	235	5	工業用	50	17,160	m^3 当り 1	335	6	船舶用	1	350	m^3 当り 1	350	7	臨時用	1	690	m^3 当り 1
用途区分	用途別	基 本		従 量																																																						
		水量(m^3)	料金(円)	水量	料金(円)																																																					
1	一般用	8	2,300	m^3 当り 1	280																																																					
2	団体用	20	6,440	m^3 当り 1	335																																																					
3	営業用	25	7,800	(1,000) m^3	310																																																					
				まで m^3 (1,001) 以上	190																																																					
4	浴場用	150	16,605	m^3 当り 1	235																																																					
5	工業用	50	17,160	m^3 当り 1	335																																																					
6	船舶用	1	350	m^3 当り 1	350																																																					
7	臨時用	1	690	m^3 当り 1	690																																																					
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 9 年 4 月 1 日																																																									

2-1. 経営戦略(本文)

④ 組織

建設水道課職員のうち、主に水道業務を担当しているのは2名(技術職1名、事務職1名)ですが、水道業務のほか、建設水道課のその他の業務も兼務しながら行っている状況です。なお、簡易水道事業で負担している職員給与費は2名分です。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

1 施設統合・広域化
平成6年度に町内にあった簡易水道と飲料水供給施設を統合しました。
2 使用料金改定
平成9年度に料金改定を行いました。
3 民間活用
水道施設の維持管理業務及び水道メーター検針業務、電気計装設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務、浄化槽維持管理業務を民間業者に委託しています。
4 地方公営企業法の適用
令和6年4月から地方公営企業法を適用し経営状況がよりの確に把握できるようになりました。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

簡易水道事業の経営状況に関する分析結果については、別紙「経営比較分析表」を参照。

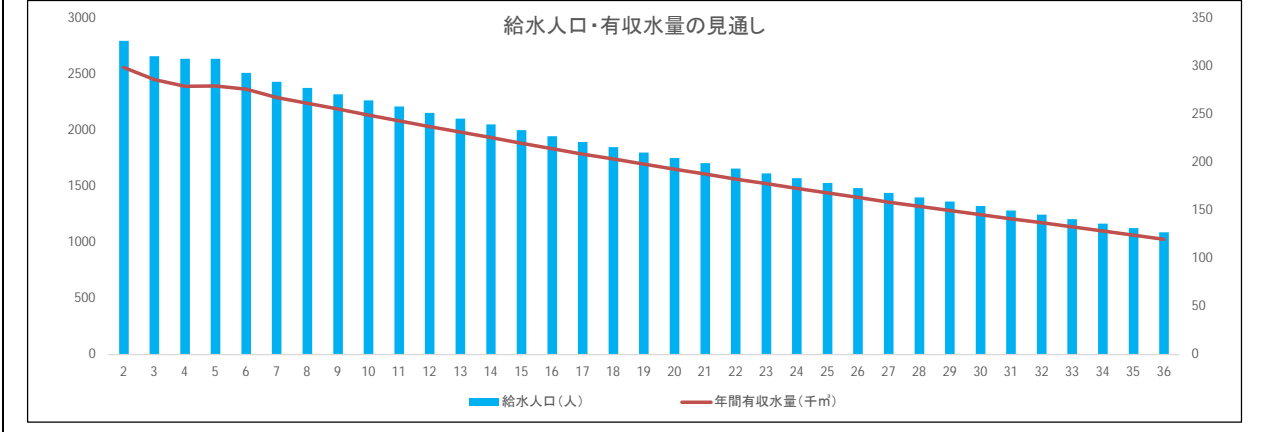
2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

行政区域内人口は、昭和30年度10,073人をピークに年々減少し、令和6年度には2,566人となっています。将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)によると、これからも人口は減少し続け、令和17年度には1,938人になると推計されています。同様に、給水人口についても減少傾向がこのまま推移していくと想定し、現在の普及率97.8%と変わらないとした場合、計画期間の最終年である令和17年度には給水人口は1,895人になると推計しています。

(2) 水需要の予測

水需要の状況は、人口減少に加え、大口需要の水産加工業の低迷などを要因として減少傾向にあり、今後も減少していくことが見込まれます。



(3) 料金収入の見通し

料金収入は、給水人口が減少傾向にあることから、水需要と同様に減少していくものと想定され、計画期間の最終年度である令和17年度には料金収入は69百万円になると推計しています。

(4) 組織の見通し

建設水道課職員のうち、主に水道業務を担当しているのは2名(技術職1名、事務職1名)です。今後においては、業務内容の変化などに応じて、職員の増減を検討していきます。

3. 経営の基本方針

水道事業は、住民生活に必要な不可欠な重要な施設であることから、安全・安心な水を安定的に供給できるよう、水道施設の適切な維持管理に努めてきました。しかし、人口の減少や施設の老朽化など、様々な環境変化に対応していく必要があります。以上のことから、水道施設については、適正な施設規模や災害時への対応を検討し、計画的に整備を行うと共に、さらなる経費の節減など水道事業の健全経営に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	既存の施設・設備について、適正な維持管理に努め長寿命化を図ることで、更新投資費用の節減、投資額の平準化を図ります。
-----	---

・水道施設更新計画を基本に、既存の施設の機能診断により対象施設の実情を踏まえ長寿命化(維持)を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図っていきます。計画期間内では、更新時期を迎えた浄水場・送水ポンプ場等の機械電気設備や配水管の更新を予定しています。

・年度毎に、計量法に基づく水道メーター器の更新を実施しますが、更新時期に偏りがあり単年度では高額になる年度もあります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経費の節減に取り組むと共に、事業運営の基礎となる水道料金の収納率の更なる向上に努めます。また、投資事業はできるだけ、国庫補助の活用、交付税措置の有利な起債発行するなど、適切な財源確保を図ります。
-----	---

- ・水道料金収入については、有収水量の推計から減少が確実なため、年減少率を乗じて算出しています。
- ・資本的収支に係る他会計からの繰入金は、企業債元金償還に係る交付税措置分を見込んでいます。
- ・収益的収支に係る他会計からの繰入金については、企業債利子償還に係る交付税措置分を見込んでいます。
- ・国(都道府県)補助金は、建設改良費のうち、補助対象事業について、現行制度により見込まれる補助金交付額を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費は、賃金上昇を考慮し、毎年上昇する計算としています。
- ・動力費は、令和6年度決算数値を基礎に、物価上昇及び水量の増減に応じて算出しています。
- ・委託料は、修繕費、その他の経費は令和6年度決算数値を基礎に、物価上昇を考慮して算出しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	広域化については、地理的条件などから物理的に厳しいものがあります。また、委託業務等のソフト面についても、近隣自治体との協議も進んでいないことから、未検討です。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	現時点では導入について予定はありませんが、国や他自治体の動向を注視し本町に必要な民間活用の形を検討していきます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	施設の老朽化が進んでおり、今後多くの更新需要が発生するため、施設の重要度・優先度及び費用を考慮した更新計画の策定と、点検及びメンテナンスを適正に行うことによる延命化を図り、施設の健全性を保ちつつ、更新費用を平準化して経営の効率化を図ります。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	施設の更新時に検討を行います。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	施設の更新時に検討を行います。
そ の 他 の 取 組	

② 財源についての検討状況等

料	金	現在本町の水道料金水準は類似団体や全道平均と比較して高い状況にあり、今後10年間においては料金収入が減少していくものの、予定している更新事業を推進しながら一定の資金残高を維持できる推計となっております。このため、緊急に料金改定を行う必要はないと考えられます。	
企	業	債	今後実施される、施設の更新事業等の建設改良に係る財源としては、過疎対策事業債・簡易水道事業債を充てる予定です。
繰	入	金	収益的収支・資本的収支において、企業債の元利償還金に係る交付税措置分を一般会計から繰入しています。なお、赤字補てん的な基準外繰入金は現在検討していません。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組			施設が小規模であるため、自然エネルギーの活用は費用対効果が期待できないため、検討していません。
その他の取組			国の補助事業の活用、交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年進捗管理を行なうとともに、概ね5年ごとに見直しを図ります。
---------------------	---------------------------------